

大規模小売店舗立地法附則第 5 条第 1 項の規定により届出のあった下記の店舗計画について、同法第 6 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から起算して 4 か月を経過する日までに仙台市長に意見書を提出することができます。

令和 4 年 8 月 5 日

仙台市長 郡 和子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

大規模小売店舗の名称 みやぎ生活協同組合 沖野店

大規模小売店舗の所在地 仙台市若林区沖野三丁目 13 番 15 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 みやぎ生活協同組合

大規模小売店舗を設置する者の住所 仙台市泉区八乙女四丁目 2 番地の 2

法人にあってはその代表者の氏名 代表理事 尾川 輝敏

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
みやぎ生活協同組合	10 : 00	22 : 00

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
みやぎ生活協同組合	9 : 30	22 : 00

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

施設名	駐車可能時間帯
駐車場 1~2	9 : 30~22 : 30

(変更後)

施設名	駐車可能時間帯
駐車場 1~2	9 : 00~22 : 30

(4) 変更する年月日

令和 4 年 8 月 1 日

(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

1) 大規模小売店舗において小売業を行なう者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名

小売業者	代表者名	住 所
みやぎ生活協同組合	代表理事 尾川輝敏	仙台市泉区八乙女四丁目 2 番地の 2

2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,366 m<sup>2</sup>

3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

施設名	位置	収容台数
駐車場 1	建物敷地内北側 (7 頁添付図 4 参照)	20 台
駐車場 2	建物 1 階屋上 (7 頁添付図 4 参照)	21 台
合計		41 台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

施設名	位置	収容台数
駐輪場 1	建物敷地内北東側(7 頁添付図 4 参照)	20 台
駐輪場 2	建物敷地内東側 (7 頁添付図 4 参照)	14 台
合計		34 台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

施設名	位置	面積
荷さばき施設	建物北西側 (7 頁添付図 4 参照)	24 m <sup>2</sup>
合計		24 m <sup>2</sup>

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

施設名	位置	容量
廃棄物等保管施設 1	建物北西側 (7 頁添付図 4 参照)	0.87 m <sup>3</sup>
廃棄物等保管施設 2	建物北西側 (7 頁添付図 4 参照)	1.68 m <sup>3</sup>
廃棄物等保管施設 3	建物北西側 (7 頁添付図 4 参照)	1.68 m <sup>3</sup>
合計		4.23 m <sup>3</sup>

4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

施設名	出入口の数	位置
駐車場 1~2	出入口 2 箇所	出入口 1~2 駐車場 1 北東側・北側 (7 頁添付図 4 参照)
合計	2 箇所	

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

施設名	時間帯
荷さばき施設	6 : 00 ~ 22 : 00

2 届出年月日

令和 4 年 7 月 28 日

3 縦覧場所

仙台市青葉区国分町 3-6-1

仙台市経済局産業政策部商業・雇用支援課

4 縦覧期間

令和 4 年 8 月 5 日から令和 4 年 12 月 5 日まで

(ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

5 注意事項

意見書には、(1)意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他にあつてはその名称、代表者の氏名及び所在地）、(2)意見の内容、(3)意見を提出する者が私人である場合には氏名及び住所

の公表の意思の有無を記載してください。提出された意見の内容は、原則として仙台市公報で公告され、縦覧に付されます。

(経済局産業政策部商業・雇用支援課)